

GM0 SmaAD サービス利用規約（広告主様用）

GM0 TECH 株式会社（以下「当社」という）は、当社が「GM0 SmaAD」の名称で提供する広告制作及びリンク設置サービス（以下「本サービス」という）について利用規約（以下「本規約」という）を以下のとおり定める。

第1条（定義）

本規約等においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

- （1）「本サービス」とは、当社が「GM0 SmaAD」の名称で提供するサービスで、メディアパートナーのウェブサイト又はアプリケーション等において対象コンテンツへのリンク等を設置するサービス及びこれに付随して当社が広告主に提供するサービスという。その詳細は当社が別途定めるところによるものとする。
- （2）「メディアパートナー」とは、リンクを設置するウェブサイト又はアプリケーションを制作、販売、運営する者をいう。
- （3）「リンク」とは、ユーザーを、本サービスの申込時に広告主が指定する対象コンテンツに遷移させ、又は対象コンテンツをダウンロード等をさせるために、メディアパートナーのウェブサイト又はアプリケーション内に設置されたコード若しくはバナー又はテキストのことをいう。
- （4）「対象コンテンツ」とは、広告主が指定するウェブサイト又はアプリケーションをいう。
- （5）「サービス利用申込者」とは、本サービスの利用を申し込む者をいう（本規約等により利用契約が更新される場合における広告主を含む。）。
- （6）「広告主」とは、当社と本サービスの利用契約を締結した者をいう。
- （7）「GM0 SmaAD 申込書(広告主様)」とは、サービス利用申込者が、申し込みにあたって当社に送付する書面をいう。
- （8）「利用契約」とは、当社と広告主との間に締結される本規約等の定めを内容とする本サービスの利用に関する当社と広告主の権利及び義務の内容等を明らかにすることを目的とした契約をいう。
- （9）「本規約等」とは、本規約及び GM0 SmaAD 申込書（広告主様用）の記載内容、並びに当社が本サービスの提供に関して定める規則、ガイドライン及び禁止事項その他当社が広告主に対してする通知等をいう。
- （10）「ユーザー」とは、メディアパートナーのウェブサイト又はアプリケーションを利用する者をいう。

第2条（本サービスの利用申込）

サービス利用申込者は、本サービスの利用を希望するときは、本規約等を自己の責任において確認し、これを承諾の上、GMO SmaAD 申込書(広告主様)に必要な事項をすべて記載し、当社に対して本サービスの利用を申し込むものとする。なお、当社は、申込みが行われた場合、サービス利用申込者が本規約等の内容を承諾しているものとみなす。

第3条 (審査)

- 1 当社は、本サービスの申込みに対し、当社所定の基準により審査を行うことができる。
- 2 当社は、サービス利用申込者が、以下の各号のいずれか1つにでも該当し、又は該当する恐れがあると認める場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込書及び提出書類に不正な記載があったとき又は不備がある場合。
 - (2) サービス利用申込者が指定したリンク又は対象コンテンツの内容等が、本規約等又は当社が別途定める基準を満たさない場合。
 - (3) 当社又はGMOインターネットグループの各社が提供するサービスの利用約款・規約等に違反し、又は過去にこれらのサービスの停止、利用契約の解除等の処分を受けたことがある場合。
 - (4) 当社又はGMOインターネットグループの各社との間で紛争中の状態であって、当該紛争が終結していない場合。
 - (5) サービス利用申込者が実在しない場合。
 - (6) サービス利用申込者が反社会的な団体である場合、又は団体の構成員である場合若しくはこれらの者と何らかの関係がある場合。
 - (7) その他当社が不相当と判断した場合。
- 3 前項の規定により、本サービスの利用申込みを承諾しない場合でも、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとし、かつ、利用申込みを承諾しないことによりサービス申込者又は第三者に生じる結果及び損害について、一切責任を追わないものとする。

第4条 (利用契約の成立等)

本サービスの利用契約は、当社が、本サービスの利用のために必要となるIDをサービス申込者に対して交付した時点で成立する。

第5条 (原稿等)

- 1 広告主は、当社が別途指定する期限までに、当社所定の方法により、リンクに使用する原稿、画像、その他のコンテンツ(以下「原稿等」といいます。)を当社に提供するものとする。

- 2 当社は、原稿等を、リンクの設置及び本サービスを提供に必要な限度において、当社の自由な裁量により、修正、切り出し、トリミング、その他の改変等を行い、かつ、メディアパートナーを通じて公衆送信等することができるものとし、広告主は、著作権者人格権の行使、異議の申し出、本項に定める改変等の制限等を行ってはならないものとする。
- 3 当社は、リンクを作成したときは、期限を定めて、リンクの内容を確認することを広告主に請求することができるものとする。広告主は、請求を受けたときは、当該期限までにリンクの内容を確認し、その結果を当社に通知するものとする。なお、当該期限までに広告主から当社に対して何ら通知がされないときは、当社は、広告主がリンクの内容を異議なく承諾したものとみなすものとする。
- 4 当社は、第1項に定める期限までに広告主が原稿等を提出しないとき、又は原稿等が当社が別途定める掲載基準を満たさないときは、本サービスの提供の中止、利用契約の解除その他必要と認める措置をとることができるものとする。この場合、当社は、広告主又は第三者に生じる結果及び損害について一切責任を負わないものとする。

第6条（本サービスの制限）

広告主は、当社の事前の承諾を得た場合を除いて、申込み時に指定した対象コンテンツ又はリンクの内容等を変更することができないものとする。

第7条（規定料金の支払及び遅延損害金）

- 1 広告主は、本サービスの利用の対価として、当社が別途定める料金及びこれに対する消費税等（併せて、以下「規定料金」という）を、当社が指定する期限までに、当社指定の銀行預金口座に振込む方法にて支払うものとする。なお、支払に要する手数料等は、広告主の負担とする。
- 2 当社は、広告主による利用契約の解約その他事由の如何を問わず、既に支払われた規定料金を一切返還しないものとする。
- 3 当社は、広告主の承諾なく、規定料金を変更することができるものとする。その場合、当社は、第22条（通知等）に定める方法又は当社が次条に定める承認等を行うために広告主毎に設定する管理画面上で告知する方法で、広告主に変更を通知するものとする。変更後の規定料金は、変更後に申し込まれた契約又は更新後の契約から適用されるものとする。
- 4 広告主は、第1項記載の規定料金を当社が指定する期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年利14.6%の遅延損害金を規定料金とともに当社に対して支払わなければならない。

第8条（承認）

- 1 当社は、利用契約において、ユーザーによるリンクのクリック、対象コンテンツの閲覧又は起動等その他前条の規定料金の発生について条件を定めた場合は、期限（以下「承認期限」という。）を定めて、広告主に対して、条件成就の有無等について承認するか否かを請求することができるものとする。
- 2 広告主は、前項の請求を受けたときは、承認期限までに承認手続きを行うものとする。当社は、承認期限までに広告主によって承認手続きが完了しない場合、又は合理的な理由なく承認を拒絶した場合は、承認期限をもって承認したものとみなすことができる。また、当社は、承認期限前に利用契約が終了したときは、利用契約の終了日をもって承認したものとみなすことができる。
- 3 広告主は、承認を行ったときは、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除いて、承認を撤回できないものとする。

第9条（広告主による表明及び保証）

- 1 広告主は、当社に対して、以下の各号に定める事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 広告主は、利用契約を締結し、利用契約に基づく全ての自己の義務を履行するために必要となる権利能力及び行為能力を有していること。また、利用契約の締結及び利用契約に基づく全ての自己の義務の履行について、第三者の承認又は同意が必要とされる場合には、当該承認又は同意が得られていること。
 - (2) 広告主による利用契約の締結及び本サービスの利用が、①法令、政令、省令、規則、命令又は条例（併せて以下「法令等」という。）に抵触又は違反せず、また、②広告主が当事者となる、いかなる契約上の義務にも抵触又は違反するものではないこと。
 - (3) 広告主が当社に対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（利用契約成立日以前に提供されると以後に提供されることを問わず、書面により開示されると口頭により開示されることを問わない。）は、全て真実かつ正確であること。
- 2 広告主は、原稿等又は対象コンテンツ（併せて、以下「広告主コンテンツ」という。）について、以下の各号に定める事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 利用契約に違反し、又はそのおそれがないこと
 - (2) 第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害しておらず、又はそのおそれがないこと
 - (3) 誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害など、第三者の権利を侵害せず、又はそのおそれがないこと
 - (4) 景品表示法、薬事法、その他の法令、ガイドライン、関連自主規制団体の規則等に違反せず、又はそのおそれがないこと
 - (5) 対象コンテンツの提供又は対象コンテンツに関する事業等について必要な行政庁

の許認可、届出等を行い、適法に運営していること。

- (6) 虚偽、不当又は誇大な表示がないこと、又はそのおそれがないこと
- (7) わいせつ、児童ポルノ、性風俗サービスに該当せず、その他公序良俗に反するものでないこと、又はそのおそれがないこと
- (8) コンピューターウイルス等有害なプログラムを含むものでないこと
- (9) 当社を含むGMOインターネットグループの各社、本サービス及び当社を含むGMOインターネットグループの各社の提供する他のサービスの運営を妨げ、又は名誉もしくは信用を傷つけるものでなく、又はそのおそれがないこと
- (10) 選挙運動中であるかどうかにかかわらず、選挙運動又はこれに類するものでないこと
- (11) 前各号の行為を教唆し、幫助するものではないこと
- (12) 広告主コンテンツについて、①民事、刑事又は行政上の訴訟、調停、仲裁その他の紛争処理手続、②司法機関・行政機関による調査その他の手続、及び③第三者によるクレームは現在係属又は発生しておらず、また、将来においてこれらが係属又は発生する具体的な見込みもないこと。
- (12) その他当社が不相当と判断する事由に該当しないこと

第10条（広告主の誓約事項）

- 1 広告主は、利用契約の締結及び利用契約に基づく全ての自己の義務の履行について、第三者の承認又は同意が必要とされる場合には、その責任と負担において、当該承認又は同意が得るものとし、利用契約の有効期間中、有効に維持しなければならない。
- 2 広告主は、(a) 前条各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また、(b) 本契約の定め違反する事由が判明若しくは発生した場合には、当社に対して、速やかに書面により当該事象等を通知しなければならないものとする。

第11条（有効期間）

- 1 利用契約の有効期間は、契約成立日から、(1) 3ヶ月後の日、(2) 第12条（広告主による本サービスの解約及び解約違約金）による解約日、(3) 第13条（当社による本サービスの提供停止、利用契約の解除等）により利用契約が終了する日、(4) 本規約等の規定に基づき本サービスが廃止される日までのうち、いずれか最も早く到来する日までとする。
- 2 広告主は、前項（1）により利用契約が終了する場合において、有効期間の満了日の1ヶ月前までに、広告主から、利用契約の更新を希望しない旨の書面による通知がなされない場合には、利用契約は、同一条件で更新されるものとする。

第12条（広告主による本サービスの解約及び解約違約金）

- 1 広告主は、利用契約の有効期間中、いつでも、1ヶ月前までに別途当社が定める方法で通知することにより、利用契約を解約することができる。
- 2 前項にもかかわらず、広告主は、以下の各号により算定される解約違約金の合計額を当社に支払うことで、直ちに、利用契約を解約することが出来る。
 - (1) 過去3ヶ月間の規定料金の平均日額×解約日から本来の契約満了日までの日数
※過去3ヶ月の利用実績がない場合は、その利用日数での平均日額
※解約費において第8条（承認）に定める承認が行われていない場合、全て承認されたものとみなす。

第13条（当社による本サービスの提供停止、利用契約の解除等）

- 1 当社は、広告主が、以下の各号のいずれか1つにでも該当する場合、通知、催告その他何らの手続きを要することなく、広告主に対する本サービスの提供を停止し、又は利用契約の解除その他必要と考える措置をとることができる。
 - (1) 本規約等に違反した場合。
 - (2) 第9条（広告主による表明及び保証）の保証に違反した場合。
 - (3) 法令等に違反した場合。
 - (4) 当社又は当社の取引先若しくは本サービスの信用を毀損した場合。
 - (5) 対象コンテンツの内容が著しく変更された場合
 - (6) 支払停止となり、又は破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算、民事再生手続開始その他倒産手続きの申し立てがあった場合
 - (7) 自ら振出しまたは引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
 - (8) 仮差押、差押、滞納処分または競売手続の開始があった場合
 - (9) 広告主が第3条第2項に該当すると判明した場合
 - (10) 第三者から、当社又は当社の取引先若しくはメディアパートナーに対して、クレーム、異議、請求等があった場合
 - (11) 前各号のほか、当社が、本サービスの提供又は利用契約を継続しがたいと認める事由が生じた場合
- 2 当社は、当社が本条の措置をとったことに起因して広告主又は第三者に生じる結果及び損害について一切責任を負わないものとする。
- 3 本条による利用契約の解除によっては、当社の広告主に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとする。
- 4 広告主が第1項各号に該当した場合は、広告主は、当社に対して負担する一切の債務（利用契約に基づく債務に限定されない。）について期限の利益を喪失するものとする。

第14条（本サービスの中断・廃止）

- 1 当社は、以下の各号にいずれかに該当する場合、当社が適当と認める方法で広告主に通知することにより、本サービスの提供を必要な期間、中断することができる。但し、緊急の場合等には、通知を行わないことができる。
 - （1）本サービスの提供用コンピュータ及びサーバーその他の設備（併せて以下「設備等」という）の点検又は保守作業を定期的、又は緊急に行う場合。
 - （2）設備等又は通信回線等が災害又は人為的な事故により停止した場合。
 - （3）天災地変などの不可抗力により本サービスの運営が出来なくなった場合。
 - （4）前各号のほか、当社が中断又は停止の必要があると判断した場合。
- 2 当社は、営業上、運用上、技術上の理由により、本サービスの全部又は一部を廃止することがある。この場合、当社は、当社が適当と認める方法により廃止日等を広告主に告知する。
- 3 当社は、当社が前二項の措置をとったことに起因して広告主又は第三者に生じる結果及び損害について一切の責任を負わないものとする。

第15条（リンクの削除等）

当社は、利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、当社は、任意にリンクを削除するほか、必要と考える措置をとることができる。

第16条（契約終了後の利用契約の効力）

利用契約が理由を問わず終了した場合でも、第5条（原稿等）、第7条（規定料金の支払及び遅延損害金）、第8条（承認）、第9条（広告主による表明及び保証）、第10条（広告主の誓約事項）、第12条（広告主による本サービスの解約及び解約違約金）第2項、第13条（当社による本サービスの提供停止、利用契約の解除等）第2項乃至第4項、第14条（本サービスの中断・廃止）、第15条（リンクの削除等）、本条、第18条（損害賠償）乃至第21条（権利譲渡等の禁止）、第22条（通知等）第2項、第23条文（本規約等および本サービス内容の変更）乃至第25条（合意管轄）の規定は有効に存続するものとする。

第17条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関し、広告主への対応、本サービスの運用等の業務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとする。この場合、当社は、当該第三者に対し広告主の情報及び原稿、その他のデータを開示できるものとする。

第18条（損害賠償）

- 1 本サービスの利用に関して、広告主が、当社に損害を与えたとき、又は広告主が利

用契約に違反する等した結果、当社又は当社の取引先が第三者からクレーム、異議、請求等を受けたときは、広告主は、自己の責任と負担において当社及び当社の取引先をこれらのクレーム等から保護し、かつ、当社に生じた損害、費用等（弁護士費用を含む）を補償しなければならない。

- 2 法令等に別段の定めがある場合を除いて、当社は、本サービスの利用に関して広告主又は第三者にいかなる結果又は損害が生じても、当社の故意又は重過失による場合の他は、一切責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社が広告主に対する損害賠償額の上限は、当社が当該広告主から本サービス利用を通じて受領した対価（消費税等を含む）の合計額又は50万円のいずれか少ない方の金額とする。但し、当社は法人又は事業のために本サービスを利用する個人の広告主に対しては一切責任を負わないものとする。

第19条（当社の免責事項）

- 1 当社は、以下の各号に定める事由及びこれらの事由に起因し又は関連して広告主又は第三者に生じる結果及び損害について、一切責任を負わないものとする。
 - (1) 本サービスの利用による検索エンジンでの検索結果における対象コンテンツの上位表示及び表示順位ならびに順位の変動、広告主の売上、利益、顧客数等の増減その他広告主の営業に関する一切の事項並びに本サービスの利用結果
 - (2) リンクの内容（第5条（原稿等）第3項に定める広告主の確認の有無を問わない）、メディアパートナーの運営するウェブサイト、サービス内容及びデザイン等並びにその適法性、第三者の権利の非侵害性等の一切の事項
 - (3) 対象コンテンツ及びリンクに係る第三者の商標権、著作権、知的財産権等その他の権利の侵害の有無又は侵害可能性若しくは調査若しくは検証
 - (4) 広告主の責めに帰すべき事由に起因して広告主又は第三者に生じる一切の結果及び損害
 - (5) 設備等の故障、破壊、中断、ファイルの毀滅、エラー、欠陥、運用または伝達の中断、遅延、またはこれらから生じる損害
 - (6) リンクの設置時期、設置方法等
 - (7) 本サービスの継続的提供、完全性、特定の目的への適合性、適法性、第三者の権利の非侵害性その他本サービスに関する一切の事項
 - (8) 前各号のほか、当社の責めに帰さない事由により生じる結果又は損害等

第20条（秘密保持）

- 1 広告主は、本サービスの利用に関して知り得た当社の営業上、技術上その他一切の情報（以下「秘密情報」という）を、本サービスの利用以外の目的に利用してはならないものとし、かつ、第三者への開示・提供・漏洩、又は複製、翻訳、翻案、解析等

をしてはならないものとする。

- 2 広告主は、利用契約が理由を問わず終了したとき、又は当社が請求したときは、秘密情報を直ちに削除または当社に返還するものとする。

第21条（権利譲渡等の禁止）

広告主は、利用契約上の地位並びに利用契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保提供する等一切処分してはならない。

第22条（通知等）

- 1 当社は、本サービスの利用に関して、書面の送付、電子メールの送信、ウェブサイトにおける告知その他当社が適当と認める方法により広告主に通知を行うことができるものとし、広告主はこれに同意するものとする。
- 2 当社は、前項の通知を行うときは、広告主が申し込み時に届け出た連絡先に対して通知を行えば足りるものとし、広告主が連絡先の変更・修正等の届出を怠ったことにより通知が不達となった場合でも、当社は、広告主又は第三者に生じる結果及び損害について一切責任を負わないものとする。なお、この場合、通知は通常到達すべき時に広告主に到達したものとみなす。

第23条（本規約等および本サービス内容の変更）

当社は、広告主の承諾を得ることなく、本規約等及び本サービスの内容をいつでも変更することができる。この場合、当社は、第22条（通知等）に定める方法で、変更を広告主に告知するものとし、当社が本サービスに関するウェブサイトにおいて変更の告知を行った時に変更の効力が生じるものとする。当社は、本規約等及び本サービスの内容変更によって広告主又は第三者に生じる結果及び損害について一切責任を負わないものとする。

第24条（準拠法）

本規約及び利用契約の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とする。

第25条（合意管轄）

本サービスの利用に関して広告主と当社との間に生じる一切の紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

付則 本規約は2011年4月18日に制定し、同日より施行されます。
本規約は2011年7月1日に改定し、同日より施行されます。

本規約は 2011 年 12 月 14 日に改定し、同日より施行されます。

本規約は 2012 年 8 月 1 日に改定し、同日より施行されます。